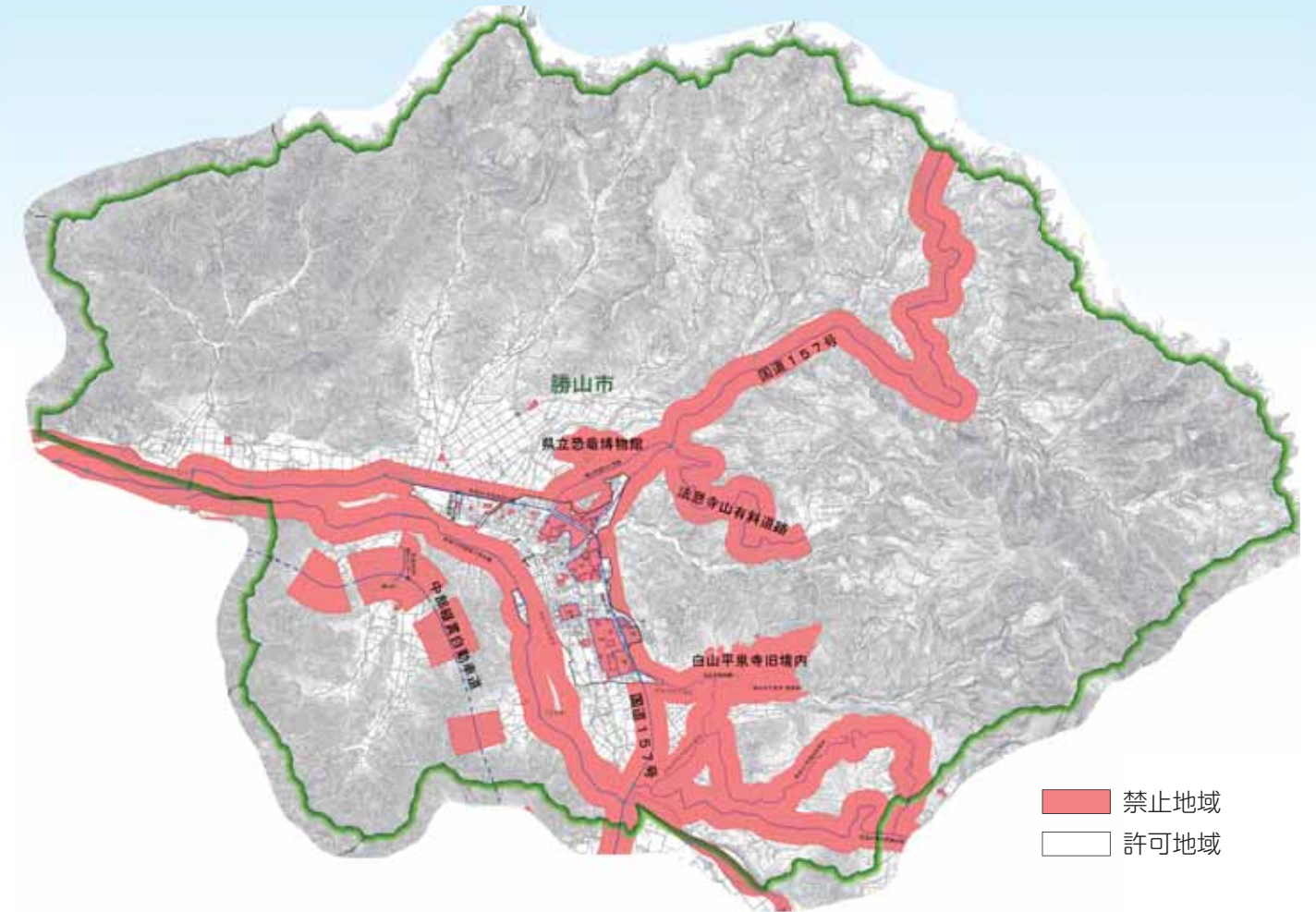


# 平成28年10月から 福井県屋外広告物条例が改正されました



■ 禁止地域  
□ 許可地域

障がいのある方を虐待から守る！

〜虐待に気づいたら、すみやかに通報を〜

周りの人が小さな兆候を見逃さず、早期に発見することがとても大切です。

**障害者虐待の特徴とは**

- どの家庭でも起こりうる
- 虐待をしている人に、虐待している認識がないことがある
- 虐待されている人が虐待であると認識できず、自分から被害を訴えられない場合がある

**どんな人から虐待を受けるの？**

- ① 養護者（家族や親族など）
- ② 障害者福祉施設従事者など
- ③ 使用者（障害者を雇って働かせている事業主など）

**虐待の区分とその具体例**

区分	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える</li> <li>• 身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性的な行為を強要する</li> <li>• わいせつな言葉を発する</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 脅し、侮辱などの言葉を浴びせる</li> <li>• 仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える</li> </ul>
ネグレクト（放棄・放置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない</li> <li>• 必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない</li> </ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金を使ったり、勝手に運用したりする</li> <li>• 金銭の使用を理由なく制限する</li> </ul>

障害者への虐待を発見したり、虐待が疑われる時は、下記へご連絡ください。養護者の支援に関するご相談、お問い合わせも受け付けます。

- 【日中（午前8時30分～午後5時15分）】  
 ☎ 福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777
- 【休日夜間（緊急通報のみ受付）】  
 ☎ 市役所（宿日直） ☎88-1111

平成28年4月より障害者差別解消法が施行されました。この法律は役所やお店などに対して、障がいのある方への不当な差別取り扱いの禁止、合理的配慮の提供を求めています。相手の立場に立った思いやりのある心で、障がいがある人もない人も安心して暮らせる社会をつくりましょう。

**相談窓口・相談員のご紹介（敬称略）**

◆勝山市障害者生活支援センター（すこやか内）  
☎87-0600  
障がいのある方や児童、ご家族の方が安心して生活できるように、様々な相談に応じます。

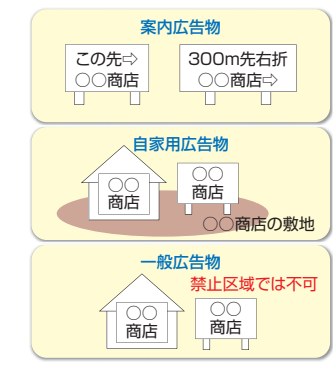
◆障害者相談員  
障がいのある方やご家族の方の目線に立った相談支援を行います。

酒井 智治	遅羽町大袋	☎88-2848
辻野 米夫	元町3丁目	☎88-2935
幅田 郁子	滝波町5丁目	☎87-0882
水谷 修	村岡町浄土寺	☎88-3481

・知的障害者相談員  
笠川 浩幸 元町3丁目 ☎88-0387

◆障害者相談支援事業所

勝山市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	郡町1丁目 (すこやか内)	☎88-1177
九頭竜相談支援事業所 (九頭竜ワークショップ)	旭町3丁目	☎87-3003
大日園相談支援事業所	荒土町松田	☎89-3210



◆ 広告物の分類  
詳しくは県のホームページをご覧ください。

屋外広告物法・条例に基づき、良好な景観の形成・風致の維持および公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物を規制しています。広告物を表示（設置）する場合には、原則として市長の許可が必要となります。

改正により禁止地域、許可地域の区分が細分化され、屋外広告物の分類ごとの設置基準が変更されました。

**屋外広告物の表示（設置）に関する基本的事項**

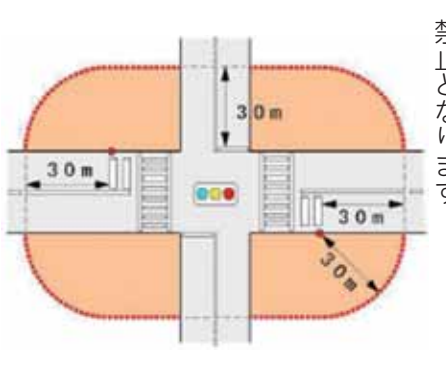
県条例の改正により、勝山市では、新たに国道157号（喜見交差点～県境まで）、県道大野勝山線、県道奥越高原線、法恩寺山有料道路沿いなどが禁止地域となりました。

勝山市既存不適格屋外広告物等撤去・改修事業補助金の活用について

市では、禁止地域に既に表示（設置）されている、基準に適合しない屋外広告物の撤去費用に加え、新たに改修費用に対しても助成を行います。

なお、県条例の改正により、補助率・補助額などが変更されましたので、市のホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

☎ 都市政策課（市民会館2階） ☎88-81008



**信号交差点周辺の規制**

国道と国道・県道・市道、県道と県道が交差する、信号のある交差点周辺30mでは、一般・案内広告物が原則設置禁止となります。